

中小企業政策審議会
金融ワーキンググループ
第5回議事録

中小企業政策審議会第5回金融ワーキンググループ
議事次第

日 時：平成27年12月16日（水）10:00～11:20

場 所：経済産業省別館1階108会議室

1. 開 会
2. 中間的な整理（論点整理と方向性）について
3. 事務連絡
4. 閉 会

○菊川金融課長 皆様、おはようございます。

定刻より若干早いですけれども、ただいまから「中小企業政策審議会第5回金融ワーキンググループ」を開催したいと思います。

本日は、委員中5名中全員に御出席いただいております。中小企業政策審議会令第8条に規定されます過半数の出席を満たしていることを御報告申し上げます。

本日は、星野大臣政務官に冒頭御出席をいただいておりますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○星野大臣政務官 皆さん、おはようございます。早朝よりお疲れさまでございます。

御紹介いただきました、経済産業大臣政務官を務めております星野でございます。

本日は、師走で大変御多忙の中、お集まりをいただきまして感謝を申し上げます。また、日ごろから資金繰り支援を初めとするさまざまな対応に改めて厚く御礼を申し上げます。

もう皆さん御承知のとおり、信用補完制度は70年以上にわたりまして、中小企業、特に小規模企業の資金繰りを根底から支えてきた重要な制度でございます。また、特にリーマンショック等の危機時には関係者の努力によりまして、経済が大混乱に陥ることを回避するラストリゾートとして、その役割を十分に果たしてまいりました。

一方で、現在の制度に対しましては、金融機関に本来期待される事業者へのきめ細かいサポートをかえって阻害することになっているのではないかという指摘もあることも事実でございます。この制度には全国140万社のユーザー、そして、約200の金融機関、全国51の保証協会など、多くの方々がこの制度に関与をしております。その状況も成長を遂げ、株式上場や海外進出といった成長発展を目指す企業もございます。また、先祖代々受け継いできた生業を維持し、継承していく企業もございます。また、規模が小さいために取引先が一つ減っただけでも経営に大きく影響が出てしまう企業も当然ございます。そうしたさまざまな形であるのも御承知をいただいていると思いますけれども、また、金融機関につきましても、同様に都市部の大手から地域で数限られた場合などさまざまございます。

今回、こうしてさまざまな立場の皆さんから御意見を踏まえつつ、年内の最終回として、論点、方向性について整理させていただくものでございます。これまで計4回にわたりまして、精力的かつ前向きな議論が繰り広げられ、徐々に関係者の皆様の目線が合いつつあることも事実であるという報告は受けております。ただし、もしこれまで言い足りないこともあるでしょうから、今回しっかりと行っていただきたい、意見として出していただければと思っております。

日本経済の状況につきましては、景気の状態は緩やかな回復基調にありますけれども、地域の中小企業には恩恵が十分に行き渡っていない状況でございます。また、地方創生が重要な課題になる中で、地域の中小企業をしっかりと支えていく観点からも今回の見直しは重要な位置づけでございます。保証協会と金融機関が目線を合わせて、そして、中小企業支援に取り組む環境を整備し、関係機関が緊張感を持ってお互いに刺激し合い、真に中小企業の発展に資するものとする必要があると考えております。また、過去の対応を総括

して、次の危機に備えて盤石な対応ができるよう整備をすることであると思います。

最後になります。検討に当たっては引き続き事業者の資金繰りに十分配慮すべきとの御指摘も踏まえて、慎重に進めていきたいと考えております。ぜひ、議論を尽くしていただき、よりよい制度が実現できるよう御理解と御協力をお願いしたいと思います。地方経済の状況については私なりにもいろいろ感じることも多々ありますし、特に中小企業と小規模事業者の状況につきましては、同じ地域でもさまざまな状況もありますし、地域によって、全体の経済がうまく回っている地域とそうでない地域で濃淡があるということも十分理解しておりますので、ぜひ、忌憚のない御意見を出していただいて、お取りまとめに向けて活発な議論を期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○菊川金融課長 星野政務官、ありがとうございました。

恐縮ですが、この後は公務ということでお聞きしております。星野大臣政務官、ここで退席させていただきます。

(星野大臣政務官退室)

○菊川金融課長 それでは、これから審議に入りますが、その前に本日の配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に座席表、配付資料一覧に続きまして、資料1として議事次第、資料2としまして「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けて中間的な整理（論点整理と方向性）【案】」という形で、本日の日付の入った資料がやや大部でございますが、お配りしております。御確認いただきたいと思います。もし、漏れがございましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

これから審議に入りたいと思います。議事につきましては村本座長のほうにお願いしたいと思います。

○村本座長 それでは、早速始めたいと思います。きょうの審議は公開でございます。また、議事録、議事要旨も公開でございます。

今回で5回目の会合になりますけれども、前回までのヒアリング等を含めて、大体目線合わせをできたかなという感じがいたしますし、大きな方向性というのが我々のとりあえずのミッションでございますけれども、それについても、おおむね方向性は見えてきたかなという感じがいたしますけれども、前回の御議論も踏まえて資料をリバイスしていただいて、論点整理の方向性についての案がお手元でございますので、これについて御説明いただいた上で、また委員の方々からの御意見を伺いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○菊川金融課長 事務局のほうから御説明したいと思います。

資料2の案につきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページをおめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。今

回の最終的な中間整理の構成でございますが「1. 検討の視座」ということで委員の先生方から、今回の検討に当たっての視点、立ち位置といったところを整理していただいております。これは前回から提示をさせていただいたものでございます。

2番目といたしまして「制度の現状と指摘事項」ということで、これは第1回目にいろいろ御説明を申し上げました。制度の現状、また、過去行われた見直しについてのその後の検討、そして、内外から指摘をされている事項についての整理、3番目としまして、これが一番のサブスタンスのところにかかわるわけですが「見直しの方向性」ということで前回御議論いただきました「(1) 責任共有制度の在り方」「(2) セーフティネット機能の在り方」「(3) 保証料・保険料水準等の検証」「(4) 信用保証協会の業務の在り方」「(5) 地方創生への貢献・経営支援・海外展開等」ということの論点についての整理をしております。

「4. 今後の検討に向けて」ということにしております。

5ポツ以降は、名簿、参考資料等々ということになってございます。

前回からの指摘を踏まえて加筆修正を行ってございますので、修正をした点を中心に簡単に御説明申し上げたいと思います。資料は前半を飛ばしていただきまして「3. 見直しの方向性」というところでございます。ページ数で言いますと31ページからになります。よろしいでしょうか。

事前にもお配りしておりますし、審議の時間をとるために簡潔に行きたいと思っております。おめくりいただきまして33ページ目から「(1) 責任共有制度の在り方」ということになっております。これは「現状」のところについては従来どおりでございます。

ページ数が見えにくくなっておりますが、34ページでございます。修正しましたところは、例えば①の「創業期、成長期、成熟期、再生期」と書いておりますが、そこに「撤退期」また「第二創業」といった点について、前回、小林先生等々、また、金融機関からも第二創業の点についての指摘がございました。ここにつきまして、したがって加筆をしております。ただ「第二創業」というところにつきましては、完全な創業と捉えるのかどうか、再生等々の一つの手続を踏まえた上での第二創業ということですので、その位置づけをどう考えるかということは今後の検討かと思っておりますが、御指摘を踏まえて、①のところの点を加筆修正させていただいております。

また、②のところについては「企業のライフステージ」のところでございますが「資金規模、業況、業歴等」に加えまして「業種」という視点をつけ加えさせていただいております。これは前回の三神先生のほうから御指摘がございました。例えばIT系のものとその他の研究開発系のもので、なかなかシーズからアーリーステージに係る期間が随分違うのではないかと御指摘をいただきましたので「業種」という言葉をつけ加えさせていただいております。

前回と変わっておりませんが、中小団体等々からいただいたような御意見、例えば「生業維持を目的とした『持続的発展』を目指す者もあること」といったところや、③

のところ、小口向けの等々の記述については、引き続き維持をして書かせていただいております。また、その上になりますけれども「保証協会の現場裁量の実態」も同様でございますが、前回、信用保証協会連合会のほうからの御指摘もありましたので、こういう点を引き続き記述させていただいております。

「②負担金方式と部分保証方式」のところでございます。ページ数で言いますと36ページになります。金融機関側のほうからコストの問題の指摘がございました。この点につきましては、家森先生のほうからも、コストが一体どういう中身になっているのかということもきちんと丁寧に検証していくという御指摘もございました。また、今回、中小企業・小規模事業者の発展に資するということが大前提でございますので、そういったことのコストがどういった小規模事業者等々の資金調達に影響を与えるかという点も留意が必要だということで、③の最後の後段部分ですけれども「これらのコストについて丁寧に検証していく必要がある。また、方式の統一が、特に小規模事業者の資金調達に影響を与えるかどうかについても留意することが必要である」といった記述を加筆させていただいております。

39ページ「(2)セーフティネット機能の在り方」のところの記述でございます。ここにつきましては「見直しの方向性」として【セーフティネット機能の在り方】となった段でございますが、中段あたりに「危機の状況が過ぎ去れば、後遺症を残さないよう速やかにセーフティネットを発動する前の状況に戻れる仕組みを検討すべきである」。その後金融機関のほうから御指摘がございました。危機の状況が過ぎ去ったかどうかの判断というものは、非常に丁寧に行う必要があるのではないかと御指摘を信用組合中央協会様等々からいただいたと思いますので、つけ加えてございます。

また【セーフティネット保証における「100%」の扱い】というところでございますが、①の最後の「一方」のところの記述でございます。「経営努力・経営支援が不十分となりかねないことから、これを防止するための方策を検討すべきである」。これはモニタリングをどうしていくかといった点について、家森先生のほうからの御指摘をいただきました。これは中企庁もそうですし、金融庁といった行政機関側のモニタリングもそうでしょうし、こういったところをどうきちんと見ていくのかということの御指摘がありましたので、反映させていただいております。

②のところですけれども、この中で例えばというところですが、セーフティネットの発動条件のようなところについては、先生方からセーフティネットそのものの発動条件、基準というものをどう考えるのかということについての御指摘があった。一方で、金融機関のほうからの御意見としては、地域の印刷業界のことを例にお話があったかと思いますが、5号の業種のところについての考え方、また、その地域でのいろいろな違いといったところについての考え方をどうするのかという御指摘がございましたので、ここはやや丁寧に書き加えさせていただいております。

42ページ「(3)保証料・保険料水準等の検証」の部分でございます。ここにつきまし

ては、現在、保証料割引制度がある。例えば「中小企業の会計に関する基本要領」といった点について、ある程度期間が経過をした現状でございますが、そういったことにつきまして、例えばセーフティ事業者の経営改善努力の喚起をどうしていくのかということについての前回御議論もございましたので、そのあたりを①、②にやや丁寧目書きくださせていただいております。また、特に②のところの「セーフティネット保証と一般保証の収支の状況等について検証を行う」というところについては、座長からの御指摘もございましたので、この点についてやや詳しく書きくださせていただいております。

46ページ「(4) 信用保証協会の業務の在り方」というところでございます。これの①のところですけれども「その果たす公的な役割の重要性に鑑み」というところで、今回は保証協会へのさまざまな役割についての御議論がございましたので、そういった点を書かせていただいております。また、②のところでございますが、これは小林先生や三神先生からの御指摘があったかと思いますが、見える化の結果、開示した内容をどう評価するのか、それをどうフィードバックしていくのかといった見える化だけではなくて、その先をどうしていくのかということの御指摘がございましたので、その点の追記をしております。

48ページをおめくりいただければと思います。地方創生への貢献等々の部分でございます。1つ目【地方創生への貢献】のところでございますが、前回と変更がございませんけれども「アグリ保証（農業ビジネス）の拡充等といった」点については、金融機関または中小団体からもヒアリング等々の場で御意見がございましたので、引き続きここは反映をさせていただきます。

中段の【経営支援の強化】のところにつきましては、第二創業の部分についても前回の御議論を踏まえて修正をしております。また【経営支援の強化】の①の後段でございますけれども、保証協会自身が行う経営改善支援については、リソースの制約がある金融機関等々との関係においてどういう役割分担をするのかということについて、家森先生等々から御意見をいただいておりますので反映をさせていただきます。②の「法人と経営者の関係の分離」のところの対応についても同様でございます。前回の意見を踏まえてやや詳しく書いてございます。

50ページ目でございます。きょうはこれから御議論をいただいた上でとなりますが、「4. 今後の検討に向けて」ということでこれまでの経緯、今後の方針、これまで4回にわたってヒアリングを含めて議論を深めていただいたわけですけれども、さらに、今回方向性が整理していただけるようであれば、個別の論点についてはさらに掘り下げた議論を行って、具体的な制度設計に移行していくのかと思っております。

③、④のところについては、これまで先生方、オブザーバーの皆様からいただいたような総括的な視点について書いてございます。例えば③のところでございますが、画一的、硬直的な運用にならないようということについては、例えば保証協会からの御指摘もございましたし、また「本来の趣旨とは異なる対応に陥ることにならないよう」というところについては、例えば金融機関側のほうから、代弁率の評価のところについての考え方が

逆の方向にならないようにという御指摘もございましたので、そういう趣旨で③のところで総括的な指摘を書いております。

簡潔でございますけれども、事務局のほうからは以上にしたいと思います。

○村本座長 ありがとうございます。

前回の御指摘等を踏まえて、修文等をしていただいて、ほぼ最大もれなくという印象を持ちましたが、例えば追加で申し上げると「1. 検討の視座」という最初に委員がまとめたという部分の4ページあたりのところなのですが、今回、⑤の見直しに当たって、中小企業の円滑な資金調達・資金繰りに資する制度の根幹というものをあくまで維持するのだという前提といたしましょうか、議論の出発点はきちっと踏まえておこうということは少し追記していただいたところでございます。

きょうのまとめを踏まえて、各委員に御意見を伺いたいと思いますので、いつも本当に恐縮なのですが、河原委員から順番にお願いしたいと思います。

○河原委員 本日も発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。改めまして、公認会計士・税理士の河原万千子でございます。

第1回の会議の場で、信用補完制度は中小企業の健全な発展のための視点を持って検討することが重要である。どのような見直しがされたとしても、小規模事業者への配慮をお願いしたいというようなお話をいたしました。その思いは皆様と共有することができました。本日の資料を拝見し、この短期間でよくここまでまとめていただけたと感謝と安堵感のような思いでおります。今後の議論においても、中小企業のためという視点を堅持し、これまでの制度設計の流れから大切にすべきこともあるかと思いますが、かつての概念に捉われずに抜本的に、そして、スピード感を持って対応が必要と考えております。

本日の資料ですが、タイトルにつきまして少し長いですが、発展に資するものであること。持続可能なものであること。この極めて大切なことが表題で明確となっていることはとてもよいことと思います。素敵なネーミングを考えていただき、関与した者の一人としてうれしく思います。ありがとうございます。

議論の中で、経営支援に関する点について多くの意見を述べさせていただきましたが、私は経営者や金融機関だけの問題ではないと考えております。公認会計士の関与が少ないのも世界的に見て日本の特徴かもしれませんが、その結果、ガバナンス、内部統制、事業計画、経営分析という視点の指導がなされないまま、今日まで来てしまったのかもしれない。これからは公認会計士も積極的に中小企業の支援に関与していきたいと考えております。

日本公認会計士協会では、2年前に中小企業施策調査会を発足して、実務的な中小企業の支援のお手伝いをしております。本日も、皆様にお配りしたのが手づくりのリーフレットでございます。中をおあげいただきますと一番上に書いてございます。企業の全てのライフステージにおいて、公認会計士がお役に立つことができます。部数の関係でお役所の方々は後日という形で申しわけございません。このようなものでございますが、企業の全

てのライフステージでというのは、私たちは何をやっているのだろうかという、委員が集まってやっていることを打ち出したら、まさにライフステージ全てで役に立っているということをごさいます、こういうものをつくらせていただきました。ここに御参加の中小企業支援の関係各団体の代表の皆様、どうぞ、身近に公認会計士がいらっしゃいましたらお声をかけてください。もし、地方で適当な方がいらっしゃらない場合は、ぜひ日本公認会計士協会のほうに御連絡ください。積極的に公認会計士を関与させることで、会社の経営支援にはプラス効果となると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は最終回として、今まで申し上げた意見に追加することはございませんので、今後のためには公認会計士の活動を御紹介させていただきました。どうもありがとうございます。

○小林委員 弁護士小林信明でございます。

きょうの「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けての中間的な整理（論点整理と方向性）【案】」の資料を拝見いたしました。基本的には私も河原委員と同じで、ネーミングもすばらしいですし、内容、検討の視座としてもポイントが押さえられておりまして、さらに、見直しの方向性についても私どもの意見や、オブザーバーの皆様方からの意見をうまくまとめていただいたと思っております。取りまとめの御努力に敬意を表したいと思います。したがって、内容としては特段つけ加えるべき点はないと思っております。

重要であると思うのは50ページですけれども「4. 今後の検討に向けて」というところでございます。方向性について幅広く意見を集約したということはすばらしいのですけれども、そうすると、今後の個別論点については個別で議論して、具体的な制度設計に移行することについてまたなかなか難しい問題が出ると思います。しかし、このワーキンググループの存在価値は多分具体的な制度設計に移行することができて、より増すのではないかと思っておりますので、今後の検討に向けての具体的な作業が重要だと思っております。引き続き御努力をいただきたいと思っております。

最後に河原委員が会計士協会のことをおっしゃられたので、一つ追加させていただきますと、日弁連でも中小企業の支援センターというものがございまして、私も委員の末席ですけれども中小企業のために頑張っておりますので、日弁連もお忘れなくということでございます。どうもありがとうございました。

○三神委員 私は、御専門の先生方と立場が違って横に動いているのと、地方都市を見ながらの海外との比較ばかりをしてきたものですから、恐らく今回は銀行の皆様が多分違和感として、そんなにライフステージと単純に切れないですというお話ですとか、あと、私は個人的には最初の会議のときに申し上げたのですが、制度の見直しというのは自主的に日本がこれまでの経緯から見直すというアプローチと、もう一つの国際比較で圧力がかかっていたアプローチの2つがあると思うのですが、今回、後半のOECD諸国との比較は実はすごく今もずっと引っかかっております。原点をちゃんと読み込まないできょう伺ってし

まったく大変申しわけないのですが、ゾンビ企業ということが書かれているのですが、こういった外圧がこれからもいろいろかかってくると思うのですが、そのときの説明が多分日本の特殊性、あるいはシステムの違いをきちんと話していくということもこれから非常に重要になってくるであろう。

切り口が全然違うのですけれども、私の知る範囲の話、あるいは実感として持っている範囲の話をさせていただきたいのですが、例えば不況業種ということで今区分されています建設・土木、運送といったところは、日本の場合は地震があるので、バッファーとしてある程度全国的に持つておかなければいけない。だから、一見ゾンビ企業に見えるかもしれないけれども、政策的にこれはある程度必要なのですといった切り口は一つあるかもしれませんが。あと、ゾンビ企業みたいなことを言われるのですが、根本的に事業承継するときの遺産相続がアングロサクソン諸国は完全に遺言で一子相続なのです。ですから、次世代に事業が継がれるときの根本的な規模が違うので優秀に見えるかもしれないのですが、日本の場合は兄弟平等分割ですから一社が細かく分断されてから次の世代にと。スタート地点が小さいです。そのかわり、非常に小企業の場合は家族構造と似てくる傾向がありますので、平均の企業寿命が30年と長いというものです。これは日本のこういった相続の制度とつながっております。

御専門の先生がいるのであれですけれども、グローバル企業においても、ライフステージの考え方とかは割と経営学の話というのは、どうしても英米系の話が入りやすいのですけれども、例えば今、盤石な基盤をアジアで築いていらっしゃるヤクルトさんなんかは、他の外資系企業が3年で黒字化、5年で投資回収というファンドの考え方のスピード感で海外進出して、また撤退してということを繰り返してきたのに対して、黒字化は10年かかる。投資回収は30年でしょうというのが日本の会社のスタイルなのです。ちょうど少し前のフィナンシャルタイムズの週末版だったと思うのですが、企業のサステナビリティについて、ちょうど諸外国が議論をし、そして、日本の企業というのはどうして平均寿命が長くて、世界長寿企業ランキングをやるとキッコーマンさんだったり、ごろごろ入ってくる。これは何なのだろうというのが最後の疑問で、だけれども、日本政府は今新陳代謝をよくしようとしていますというコメントが実は添えられていたのです。

もちろん問題のあるところは変えていくというのはあるのですが、しかも、日本は一家族単位ということで、地銀さんなんかは特にプライベートバンク的な機能を地元の財界の名家の方々にしていらっしゃると思うので、そういった実感はお持ちだと思うのですが、長寿化しているので30年というのが前は、ある程度前の世代が亡くなる。あるいは引退するまでのところのサイクルが伸びるか、もしくはもうちょっとそこを短くしたサイクルで見えていくのかといった考え方が、恐らく今はちょうど仕切り直しの時期に来ているのかもしれないと考えております。これはもっといろいろな専門の研究をきちんとすり合わせて、どういうシステムなのだというのを多分並行して検討する必要があります。

大企業については、日本の特殊性は一橋大の中野先生なんかちょっと前に研究で論文

を出されていまして、一見グローバルの売り上げトップと比べるとトップ10になかなか日本企業が入ってこないのので、日本はもうだめだみたいな議論がある。ところが、上場企業できちんと比べていくと上場廃止率が断トツに日本は低い。つまり、株式市場の信頼度が非常に高く、1回上場するとじわじわ伸びていく。そして、持ち株会社なんかを全部統合しての利益と見ると、あたかも非常に稼いでいるかのように諸外国のグローバル企業は見えるのですが、本当に投資だったり、資金運用ではなくて、きちんと利益の中身で本業で稼いでいるというのが圧倒的に多いのが日本の大企業であり、そして、日本において上場企業に関しては、日本の中で下位であったとしても、グローバルだと1軍に入ってくるという分析があったように記憶しております。

この領域で、実は中小企業の精査といいますか、小規模企業についてというのはなかなか難しいかもしれないのですが、もう一つ言うならば、例えばもともと足袋の会社だったのが世界的なタイヤメーカーになったり、地方都市でももともとすきをつくっていたところが今は大変な除雪の会社で、グローバル企業になっていたという小規模企業からじわじわじわじわという形で、グローバル企業が全国に無名なのだけどもあるというのが日本の構造なので、これがどういうシステムで、遺産相続のところから含めて、家族構造は出生率とかにも話が大きくなってしまうのですが、絡んでくる話なのでぜひとも、今回はこういう形で恐らく現場の皆様の実感とあわせて微調整という形でいくので、ここについては私も問題がないと思うのですが、こういったいろいろな検討が始まる時に国際比較という観点が出たら、ぜひとも日本はこういうシステムで動いているのでということ海外に対して交渉できるような、TPPもあるとこのあたりのプレッシャーはすごくふえてくると思うので、それによって、ぜひとも戦略性といいますか、分析をする。日本がどうやっていくのかという大きな戦略が見えてくるので、それを前提として政策はどののだろうか、あるいは小規模事業者はどののだろうかといったことを、ぜひとも並行してやっていただけないかと考えております。

雑多になってしまったのですが、以上です。

○家森委員 神戸大学の家森です。

報告書の全体像については、私もほかの委員の先生方と同じで異論はございません。そう言うことで終わるので、せっくなのでほぼ同じことを何度も繰り返してしまいますけれども、この報告書の文案をもう少しだけ見てみたいと思います。

34ページのところで、我々の見直しで保障割合を一律8割とするのを改めて、いろいろな状況に合わせるということを今回提案させていただく。その際に重要なのは事業者にはペナルティーを与えるのではなくて、事業者と金融機関、そして、信用保証協会も含めてが、経営改善に取り組むというインセンティブを強くする仕組みにそれを利用したいという点を強調しておきたいと思いました。そういうふうにかかれていて、私も賛成をしておるといことです。

39ページのセーフティネット機能のところですけども、これも何度も議論が出て先生

方も御同意されていますけれども、これも今後危機が起こったときに今まで以上に対応を迅速に行う。新幹線というと新幹線の時間が早くなったのはブレーキがよくきくようになったからスピードアップできたということですので、今後、危機が起こったときに一気に加速できるというのも後でちゃんととまれるというのがないと暴走してしまいますので、きちんとブレーキを考えておくというのは、いざというときに迅速に対応するためのセットの話であろうと思っております。

全ての委員の先生方、オブザーバーの皆さん、100%保証が一定程度必要であるという点についても同意をしておりますけれども、そもそも100%保証というのは当然金融機関のインセンティブという点では非常に難しい問題があるのも事実でありますので、この点については、この弊害をどのように工夫して少なくしていけるのかという点は重要な検討課題であろうと思っております。

42ページ、43ページは先ほどの村本先生の御指摘で書かれたということでもありますけれども、まさにセーフティネット保証を今後どういうふうと考えていくかということで、今回は43ページにも数字を出していただいておりますけれども、例えばこれを見ると金融公庫のほうの保険収支1,600億円の赤字のうち、緊急保証の1,000億円を例外に置きますと、ほぼ全てがセーフティネット保証の5号等が多いということで、一般責任共有によるものはほぼゼロの収支になっている。このあたりの負担感をどう考えていくかということも大きな問題ではないかと思っております。より内容を細かく見ながら慎重に検討していただきたいと思っております。

45ページ、46ページの「(4)信用保証協会の業務の在り方」のところでは「現状」にある「経営サポート会議(バンクミーティング)」を平成24年度以降で1万回も開催をしていただいているということで、これについてもどのような状況になっているかということ、今後、46ページの総合的評価をしていくという中で考えていただければいいと思いました。

48ページの「見直しの方向性」の【地方創生への貢献】という①の最後の行で「様々なニーズに応じて保証を柔軟に実施できる枠組み」ということで、今回、具体的に御提案があったのは事業承継のものと農業のものですが、きっとこれから皆様方、地元とかでいろいろ聞いていただいて、もっといろいろなニーズが事業者団体の方々からも出てくると思われますので、まさにさまざまというところで、この2つに限らず、いろいろな可能性を検討していただきたいと思っております。

最後、50ページで「4. 今後の検討に向けて」ということでありますが、今回、オブザーバーの方や委員の皆さんでほぼ合意しているような内容で、かつ、法令によらないで措置が可能な施策は順次速やかに行うということの前に、取り組めるものについてはぜひ取り組んでいただいて、中小企業の状況を考えますと一刻も早く対応していただくことが必要なことがたくさんあると思っておりますので、関係業界の方、保証協会の方々においてできるということにはどんどん先にチャレンジしていただいて、その実績をもとによりよい提案

をしていただくと、これからの議論も実りあるものになるのではないかと思います。

以上でございます。

○村本座長 一当たり御意見をいただきましたが、個人的には今の家森さんが言われた50ページの「4. 今後の検討に向けて」というところで、きょうの段階では新たにお出しするようなことは余り細かくはないと思いますけれども、これについては委員の先生方におかれましても、今後こういうことを検討すべきだということをごひお考えいただいて、事務局にお知らせいただければ、それに対する資料等を用意してもらえらる可能性が高いので、ぜひその辺はよろしくお願いを申し上げたいと思います。私自身は、きょうお出しするまでに自分の御意見も申しましたので、全部この中に入っているということで御理解いただければありがたいと思っております。

時間が多少ございますので、オブザーバーの方々あるいは関係省庁の方々からも、もし御意見があればお伺いしたいと思いますが、また順番でというのはあれなのですけれども、順番に御意見を伺って何もなければそれで結構ですし、後でということでも事務局にお寄せいただいても結構です。

○菊川金融課長 三神先生のほうからOECDのところについての御指摘がありました、ここにつきましても、2015年のOECDのEconomic Survey of Japanということで、我々は対日審査報告書と呼んでいるものですが、そこでの記載でございます。そこに若干簡略化して訳しますと大きな政府サポートがリスストラクチャリングをおくらせている。それがまさにso called Zombie farmsということで書かれているということでございます。

三神先生の御指摘にあるとおり、OECDの審査の報告としては、基本的にはエコノミストの方々が分析してやったわけですが、前回、10月28日ですけれどもOECDでWPSMEと言いましてOECDのワーキングパーティー、中小企業に関する作業部会がございまして、そこでこういうふうに書かれてしまったものですから、私はちゃんと抗弁する機会をつくれとOECD側に言いまして、プレゼンテーションをさせてもらう機会をつくって、日本の信用保証制度がいかに効率的、かつ、どれだけしっかりやっているかということの説明をまいりました。これは後で委員の先生方にそのときのプレゼン資料をシェアさせていただきたいと思っております。

ただ、そのときに相当私も説明をしたのですが、エコノミスト集団なので非常に指摘が厳しくて、私からデフォルト率は高くないし、OECDに言われるようなことになっていないということは申し上げたのですが、だけれども生産性は一体どうなっているのだ。生産性も比較してみるとたくさん指摘があって、なかなか一筋縄でいかない議論でありました。ただ、日本の制度についてはしっかり説明をしてきたつもりですので、後ほど委員の先生方にはプレゼンの内容については提供したいと思っております。

以上です。

○村本座長 何かございますか。

○三神委員 反論がいろいろエコノミストの切り口からあったということで、生産性につ

いては別の会議で非常に議論になっていますが、多分、ここもいろいろな抗弁というか、日本ならではのやり方というか、慎重な日本のアイデンティティーかなという気がしています。

ちょっとずれるのですが、中東・北アフリカが今、大変混沌としていますけれども、結構現地の方に言われるのは新しいシステムをつくっていくときに、日本のように中小企業の層の厚い国になりたいのだけれども、一体どうやっているのですかということをよく質問されます。あとは家族単位についての考え方も日本の三世代を考慮に入れて、一回転資金を、家計を回していくという考え方も非常に共感を得る。ただ、エコノミストが多いのはどうしても英米系になるのですけれども、英米系の場合は先ほどの制度がありますので、カップル単位で、親を養うとか、子供の学費までそんなに面倒を見なかったり、根本的に家計の回し方とか、より投機的なものを求めたりとか、何というのでしょうか、システムが根本的に違うものですから、ある程度違いをわかった上でということなのです。

またずれますけれども、そうは言っても、日本は何だかんだ言ってノーベル賞を英米の次くらいに多分出しているのですから、ここをどうやっているのだろうと海外から非常に興味を持たれて御質問があるのですが、私の知る範囲でいろいろ教育システムの違いとかをお話ししていますけれども、このあたりをぜひともいろいろブロックにする形をとっていただければと思います。済みません、感想めいたことになってしまったので、ぜひプレゼン資料と私も原典を当たってなかったものですから、きちんと当たってみたいと思います。

○村本座長 ありがとうございます。

どこかに国際比較みたいな話もありましたが、次回以降、また国際比較というのはあるのですけれども、私自身がちょっと考えていることで申し上げると、世界の制度の国際比較をするときには大本になっているローファミリーという言い方をしたり、ローオリジンと言ったりするのはすけれども、法体系によって全然パフォーマンスが違う。おっしゃったように米国と大陸では所有権に対する概念も全然違うわけですし、そこから始まる議論というのはパフォーマンスが経済発展にどうなるかというのは全然違う話なのですから、単純に比較はできないというお話はもっともだと思っておりますし、また、国際比較するときにはまたそういうことも議論しながらと思っておりますが、きょうの議論ではございませんのでそれぐらいにして、オブザーバーの方、前回と同じように全銀協さんからずっとお願ひして、特になければないで結構でございますし、よろしくお願ひします。

○全国銀行協会水谷三井住友銀行エリア企業部長 全銀協、三井住友銀行の水谷でございます。

議論を踏まえて最終的な取りまとめですので、先生方がおっしゃるように特段大きな問題点とか違和感はありませんが、せっかくなので繰り返しになるかもしれませんがコメントさせていただくと、ライフステージの切り分けが非常に難しいということで、小林先生もおっしゃられていましたけれども、50ページで個別設計に入っていくときに全

てを両立させる仕組みづくりというのは非常に難しいと思っていますので、引き続きその段階でも丁寧な議論をお願いしたいのと、一方で制度が走った後は実務者の立場で言うと、シンプルかつわかりやすいということが大事になってくると思いますので、そういった観点での議論をお願いしたいというのと、もう一つはそもそも金融機関の経営改善に対する取り組みの十分さというか、そこに対する不十分ということではないのかもしれないですけども、世間の御懸念ということがこの議論の発端の一つになっていることだと認識しておりますので、金融機関としてはこの制度設計の議論とは関係なく、引き続き経営改善に向けた取り組みをしっかりとやっていると言ってもらえるような姿を目指していきたいと考えております。

以上です。

○地方銀行協会工藤横浜銀行執行役員リスク統括部長 地方銀行協会の工藤でございます。

議論に参加させていただき、発言の機会もいろいろ与えていただき、大変ありがとうございました。また、関係者の方の合意を得て中間報告という形になったことでこれからが大切なのだと改めて思いました。その中で私も繰り返になってしまうかもしれませんが、今の御議論に参加をさせていただいて、最後のところにゾンビ企業みたいな話がありました。私はこの名前が余り好きではないのですけれども、こういった企業の方もしっかりと地方を支え、雇用を支えている企業が多いのですというのを御理解いただきたいし、我々金融機関としては、しっかりとした金融仲介機能をもって、小規模事業者さんのほうを支えていきたいと改めて思いました。

それとは別に今回の議論に参加させていただく中で、金融の仲介機能ということだけではなく、ある意味では技術力であったり、情報力であったり、あるいは人材といったところの仲介という機能を司るというのも金融機関もそうでしょうし、ある意味、全国展開をしている保証協会さんもそうでしょう。それから、ある意味、専門家の皆様、行政の皆さんが連携をして、事業性の評価をきちっとしてやっていくということが非常に大切なのだらうと思いました。きょう、河原委員のほうからリーフレットをいただきましたけれども、50ページのところでは、経営者保証ガイドラインを活用してなんていうところがありましたけれども、それにも専門家の皆さんも提携をしてということもしっかりとできるのではないかと思いました。

その中で改めてですけれども、今後やっていく中では、どういうふうに具体化をしていくのが大切ではないかといったところにおいては、4ページのこの言葉がキーワードだと思っています。「中小企業の円滑な資金調達・資金繰りに資する制度の根幹を堅持の上で」というふうに、あくまで中小企業の皆様の円滑な資金供給、資金繰り、さらには、先ほど私が言ったようないろいろな別の企業といったものも加えて、ここが重要なのだという意味で責任共有の見直しであるとか、部分保証、負担保証の見直しは、先ほど言ったインセンティブのところは丁寧にやらなくてはいけないし、本当に負担保証、部分保証の見直しというのは、中小企業の皆さん方に必要なのでしょうかといった考え方を根幹に持って、

ぜひきめ細かい制度設計をしていただければと思います。

私のほうは以上でございます。

○第二地方銀行協会若栗北洋銀行融資企画部長 第二地方銀行協会、北洋銀行の若栗でございます。

今回は資料の50ページに書かれてあるように「今後の検討に向けて」ということで、大筋この形でまとまったということで非常に感謝しております。この中でも3番目のところに「事業者（特に小規模事業者）の資金繰りに悪影響を及ぼすことや、現場において画一的・硬直的な運用、あるいは本来の趣旨とは異なる対応に陥ることとならないよう留意する必要がある」といった文章がこれから非常に重要であり、さらに、つけ加えるのであれば重複しますけれども、いわゆる中小企業の方にわかりやすく、そして、今の支援体制が後退することのないよう、具体的に丁寧な議論を進めていただければと考えております。

また、金融機関としては、事業性評価による融資を今推進、強化しているところでございますけれども、さらに、保証協会さんとのより連携をとった支援を具体的に一歩進めるにはどうするのだという観点も含めて、議論を今後展開していただければと思っております。

以上でございます。

○全国信用金庫協会齋藤朝日信用金庫融資管理部長 全信協の朝日信用金庫の齋藤でございます。

このたびの中間整理案では、特に小規模企業の特性を踏まえた記載が追記されておりますして、大変ありがたく思っております。今後、詳細な制度設計を行うに当たりまして、この点について、何とぞ御配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

この案の中で、確認やお願いも含めまして、一部触れておきたい点について申し上げます。

まず、責任共有制度の負担金方式と部分保証方式についてですが、これまでのヒアリングにおきまして負担金方式を採用していても、金融機関が適切なリスク認識、リスク管理を行っているということを御説明いたしまして、その点を御理解いただいているものと存じます。そこで36ページの②の記載についてですが、ここに「引当金や支店のリスク認識に実態的な差が生じていないかどうかについて調査を行うとともに、そのような事例がある場合には、差が生じないことが確保される仕組みを検討すべきである」とありますが、この差が生じない仕組みというのは、差が生じている金融機関に対しまして、差が生じないような事務の取り扱いを指導、要請していくということと理解しております。少なくとも、現行の負担金方式と部分保証方式の選択制は今後も維持していくと理解しております。繰り返し申し上げますが、私どもといたしましては、その下の③に記載されている弊害も多数ありますので、どうぞ、その辺をよろしく願いいたします。

もう一つ、48ページの①で先ほども先生方からお話がありましたけれども、①に触れてありますアグリ保証の拡充についてですが、このアグリ保証に関する我が業界の要望は非

常に強いものとなっておりますので、こちらについても、どうぞよろしく申し上げます。

最後に、この中間整理が取りまとめられた後、年明け以降に具体的な制度設計について検討が進められると思いますが、どのような制度変更が行われる場合におきましても、我々小規模な金融機関にとりましては、審査管理体制を含めたいろいろな体制整備が必要となりますので、実施までには十分な準備期間を確保していただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○全国信用組合中央協会奥川茨城県信用組合常勤理事 全国信用組合中央協会の奥川でございます。

小規模事業者、そして、小口金融を主に取引、支援している信組業界としまして、中小企業・小規模、中でも零細事業者に対しまして配慮すべき議論を既にいただいており、切に感謝をしております次第でございます。

何度も話が出ております資料の中の50ページの「4. 今後の検討に向けて」の「③見直しの結果、事業者（特に小規模事業者）の資金繰りに悪影響を及ぼすことや」と。そして、注意する必要があるなどです。また、48ページのセーフティネットのあり方でも、当業界の意見を取り入れてもらいましてありがとうございます。そして、繰り返すようではありませんけれども、小規模事業者への対応、小口零細企業保証の充実などはさらに充実したものにお願いしていきたいと考えております。

セーフティの関係の話ではありますが、学識的には今回の議論とライフステージに応じた対応には理解していますが、既に経験しておりますリーマンショック関係においては売り上げの減少ではなくて、本当に大手の傘下にある零細事業者につきましては全く仕事がないということを見てきました。工場に行ってみますと従業員さんは油を差して、機械の掃除をしている。全くないということもありますし、また、東日本大震災も経験しまして、事務所も店舗も崩れて、営業再開までには本当に時間を要しましたり、前回、鬼怒川の豪雨の話もいたしましたように店舗もなければ、ガソリンスタンドも家もない。生活再建が最優先になっているような状況でありました。本当によりさまざまでございます。セーフティにつきましては、ライフステージもよく理解しております。さらに、慎重な議論と手厚い仕組みをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○村本座長 ありがとうございます。

商工会議所さんからお願いします。

○日本商工会議所塩野主任調査役 日本商工会議所でございます。

まず、1点ですが、資料の文言の修正をこの場になってしまっても大変申しわけございません。50ページになるのですが「③見直しの結果、事業者（特に小規模事業者）の資金繰りに悪影響を及ぼすことや」とあるのですが、ここにつきましては、悪影響を受けて困るのは中小企業も小規模事業者も等しくみんな困るのは一緒なので、この（特に小規模事業

者)は①のように「中小企業・小規模事業者」と普通に書いていただければありがたいという点が1点でございます。この場になってお願いでございますが、申しわけございません。

2つ目が保証料のところでございますが、42ページでございます。保証料体系のあり方についても見直しを行おうということですが、今回の見直しは我々の理解としては、この保証制度の収支の均衡を図るのか第一義的な目的ではないと承知しております。あくまで中小・小規模事業者の経営支援や経営改善を促す仕組みを検討しつつ、そういった事業者の経営の発展のための見直しと理解しておりますので、今回の保証料の体系の見直しによって、例えば業歴が浅くて、バランスシートの整備がまた進んでいないだとか、小規模であるとか、もしくは地方の経済の疲弊によって、足元の業況が厳しいといったことで財務が必ずしも芳しくないという事業者が、見直しによって直ちに不利になるようなことは回避していただきたいとお願いしたいと思います。

最後は、これもこれまでの議論での繰り返しになりますが、今回の制度を見直しされた結果の新しい制度が各ユーザーも含め、各プレーヤーの連携がスムーズに行って、よりためになる制度であるために、それぞれの現場の意見を十分に踏まえていただいて、議論をしていただきたいと思いますということを繰り返しになりますが、お願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○全国商工会連合会専務理事 全国商工会連合会でございます。発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

この中間的な整理に関しましては、これまで累次、私どもあるいは各中小企業関係団体からも要望を申し上げております。それはほぼ反映されていると理解しております。その点は大変評価をいたしたいと考えております。

先ほど、日商さんのお話にもあったように、今後、具体的な制度設計の検討が入ることになるかと思っておりますけれども、その際にこれまでと同じように、現場の声に十分耳を傾けていただくように重ねてお願いを申し上げたいと思います。いろいろな場で意見交換をさせていただければ幸いです。

50ページの「4. 今後の検討に向けて」の③に書いてあるかと思っておりますけれども、事業者の努力というのは当然の前提ではありますが、信用力に限界があります。特に中小企業・小規模事業者におきまして、今後の制度設計によって、事業者にとって過度な負担とならないよう、また、資金繰りに悪影響を及ぼすことがないような方向で、これはもう重ねて、くどいようですけれども、その前提での検討をお願い申し上げたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○全国中小企業団体中央会及川政策推進部長 全国中小企業団体中央会です。

制度を使う中小企業の側から、ユーザーの立場からオブザーバーとして発言をさせていただき、また、名簿に連ねさせていただきまして本当にありがとうございます。私も中小

企業の声は50ページの「4. 今後の検討に向けて」の③のところに「異なる対応に陥ることとならないよう」等々しっかり書かれていますので、私どもの意見につきましては、十分反映していただいたと高く評価をしております。

あと、今回の信用補完制度の見直しがいろいろ出ていますように、中小・小規模事業者の持続可能な発展に資する制度になったのだと。もう少し信用補完制度自体の見直しだけでなく、広く中小企業・小規模事業者の発展に資するというものになるように、私ども中央会としても努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○全国商店街振興組合連合会長 島企画支援部次長 全国商店街振興組合連合会です。

私ども、商店街は小規模の事業者が多いものですから、そういった商店街といった中で1店でも閉店ということになってきますと、それが連鎖して、商店街そのものが悪い意味では、シャッター通りといったことになってございますので、今回、ここに書いてございましておき資金繰り等につきましては、資金繰りに悪影響を与えぬように引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中小企業基盤整備機構船矢理事 中小企業基盤整備機構理事の船矢と申します。

私のほうからは、特に今回の論点整理、方向性についてコメントすることはございませんけれども、これも前回は申し上げましたが、私どもは全国各地の事業再生協議会の全国本部の機能を持っておりますので、今後、個別具体の制度設計の議論をしていくに際して、そういう現場の中から円滑な事業再生、あるいは第二創業も含めて要望等がありましたら、私のほうで集約をしてお伝えをしたいと思ひます。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

知事会の御意見を願ひします。

○全国知事会梅辻北海道地域経済局長 北海道でございます。お世話になっております。

私自身は、今回初めて参加をさせていただきましたけれども、これまでの議論等を拝見させていただいて本日お邪魔をいたしました。北海道もいわゆる中小企業と言われる企業が14万社強ありまして、そのうちの9割が小規模企業と言われております。そういった企業の持続的発展というか、事業活動の継続というのは今大きな課題になっておりまして、そのところは非常に重要なところだと思っております。今回の見直しもどういった形で議論がされるかというのを注視したのですが、いろいろこれまでの御意見を拝聴いたしましたら、ライフステージで一概に成長安定期といっても、それは地域によってはなかなかぴたっとはまるものではないということ。それから、業種によってもいろいろ配慮しなければいけないという御意見を皆様から出していただいて、そういったことにも配慮していただいて非常に感謝を申し上げるところでございます。

「今後の検討に向けて」ということで、ここに「具体的な制度設計」という話が出ております。ここにありますように、中小・小規模企業の資金繰りというものに悪影響を及ぼ

すことがないようにということは重ねてお願いを申し上げます。先ほど、シンプルでわかりやすい制度改正ということももちろんそういったことでお願いしたいのですが、もちろん必要な改正は迅速に進めなければいけないというのは十分理解をしております。ただ、迅速といっても、準備期間が必要なものもございますし、それから迅速な場合には丁寧な説明というものをぜひお願いしたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○村本座長 ありがとうございます。

CRD協会様、ございますか。

○一般社団法人CRD協会塚田企画役 CRD協会です。今回、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループに参加させていただきまして、ありがとうございます。

今回、おまとめいただきました中間整理につきましては、私どもといたしましては特段のコメントはございません。書いていただいておりますけれども、個別論点につきまして、引き続いてさらなる議論なり、政策に向けた制度設計ということをしていただけるということで、私どもはまさに中小企業ですとか小規模事業者の大規模なデータベースでございますので、そういった中で、引き続いて何か御協力させていただくこともあるかと思えます。あるいはこういった場に限らず、いろいろな形で中小企業・小規模事業者の政策に向けて御協力させていただくことは多々あるかと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

○村本座長 連合会、お願いします。

○全国信用保証協会連合会村山会長 連合会の村山でございます。

村本座長を初め、委員の皆様方、本当に短期間の間にもかかわらず、非常に丁寧な御議論をいただきまして、いわば当事者の一人といたしまして本当にありがたく、まずもって感謝を申し上げさせていただきたい。どうもありがとうございます。

また、先ほど来、引用されております50ページにございますとおり、もちろんこの中にはライフステージ問題も含まれているわけでございますけれども、中小企業の実態、小規模事業者の実態、そして、現場の実態というものに即して対応していく必要がある。それから柔軟な対応が必要であるということにつきましても、皆様方の御指摘を踏まえて、検討に向けての基本スタンスに加えていただきましたことにつきましても、感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

今後の具体的な制度設計に当たりましても、こうした観点から今後におきましても、ぜひそうした観点に立って、また、現場において実務がワークするよう、中小企業団体、金融機関団体、あるいは私ども、信用保証協会の声をぜひ組み入れていただきますよう、お願いを申し上げます。

また、いろいろな御審議の中で信用保証協会に対してのさまざまな御期待、御注文につきましても聞かせていただきました。そうした声をお聞きしまして、私どもとしてもそれを受けて、さらに頑張っていかなければならないという気持ちを改めて新たにしたところ

でございます、これからも頑張ったいという決意を申し上げまして、私からの挨拶とします。どうもありがとうございました。

○村本座長 ありがとうございます。

省庁関係が残っていますが、公庫さんからお話いただけますか。

○日本政策金融公庫橋本保険部門長 日本政策金融公庫の橋本でございます。

今回の報告書に保険料水準の検証という点が触れられました。これについては、前回のワーキンググループで河原委員から御指摘をいただきまして、その点が反映されたものと承知しておりますが、今後、検討を進めていただくに当たりまして、公庫といたしましても、情報提供といった適切な協力に努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○村本座長 日本銀行さん、いかがでしょうか。

○日本銀行金融機構局長野審議役 日銀の長野といたします。地域金融を担当しております。

現場で貸し出しの状況を見ていますと、今の保証料率の金利の水準がここまで下がってまいりましたので、やや中小企業にとっては重たい負担になっているという実感はあります。金利がいつまでもこの状態かどうかはわからないので、何とも申し上げられないのですが、日銀が言っているとおりになると早晚速やかに金利は緩やかに上がっていくはずでありますので、私が銀行としてコミットしているのですが、金利水準が上がったり、信用コストがノーマル、何がノーマルかわからないのですが、その状態になったときも持続可能な制度の確立と書いてありますので、一応そういうことは意識しておくべきではないか。両立を考える際にも、そういうポイントが重要ではないかと伺っていて思いました。

第2点は、ライフステージに応じてという点に余り異論はないのですが、金融機関の方がどうおっしゃるかはあれなのですけれども、創業期というのは何となくみんなイメージがわかるし、再生期、撤退期になりますと余り金を貸すということはないわけで、そうすると、難しいのは成長期、成熟期で、この区別は後になってみれば成長期だったとか、後から事後的には位置づけられるのですが、概念的にわかりますけれども、この成長期、成熟概念というのはリアルには簡単ではない。入り口と出口と真ん中というぐらいだとわかるのですけれども、この真ん中のところを分けるのは大変直観的な話ではありますが、これはどなたかもおっしゃっていましたが、一律にやると非常に大変なことになるリスクがあるという気がいたして聞いておりました。

以上でございます。

○村本座長 ありがとうございます。

一当たり御意見を伺わせていただきました。多少細かいところで御注意いただきたいところもありますが、そういうところを除くと全体像としては、この案で合意いただけたのではないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。もし、よろしければ来週でしたか、このワーキンググループの親委員会の基本小問題委員会がございまして、そこでこの案で報告してよろしいでしょうかというお願いでございます。

(「異議なし」と声あり)

○村本座長 特に御異論がなければ、こういう形で小委員会に報告をしていこうと思います。手続的にはそういうことだろうと思いますので、一応方向性が確認されたということでございますので、そういう方向性をお話ししたいと思います。

第1ラウンドは一応これでということになるのですが、引き続きということについて、菊川さんから段取り等々について。

○菊川金融課長 ありがとうございます。

今後につきましては、今回、取りまとめいただいた中間整理に示された方向性に沿って、事務局のほうでさまざまな作業を進めたいと思います。また、それらを踏まえた具体的に制度設計等を御審議いただく。その上で、最終的な取りまとめを目指すという方向でやりたいと思います。また、詳細な日程やテーマにつきましては座長と御相談の上、改めて事務局より御連絡をしたいと思います。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

そういうことございまして、資料の30ページにありますように骨太であるとか、自民党の成長戦略等々で本年中に検討を進めて、あるべき方向性を示せという宿題がありましたので、多少インテンシブというか集中的に議論させていただきましたが、これを踏まえた具体的な話につきましては、年をまたいでまた御議論いただかなければいかんだろうと思いますので、引き続きよろしく願いをいたしたいと思います。

最後に部長から御挨拶をお願いします。

○木村事業環境部長 本当に精力的な御審議、ありがとうございます。村本座長を初め、委員の先生方、オブザーバーで御協力いただきました皆様方には、心から御礼を申し上げます。

実は、まだ全然終わりでも何でもないということで、実際、神といますか、悪魔といますか、それは細部に宿るということもございます。今回、つくっていただいた大枠といますか、これに魂を入れていく作業を引き続き私どもも努力いたしますけれども、先生方の御助力、御鞭撻をいただきながらやっていきたい。正直申し上げて、登る山を決めて、装備を買ってルートを決めたぐらいかと。実際、その山に登るのはこれからでして、天気が悪くなったり、足元が崩れていたりとさまざまなことがあり得るのではないかと思っております、したがって、私どもとしてもまだまだ正直勉強不足といますか、もちろん私がそうなのですけれども、情報面でしっかりした情報をいろいろなところから集めてくるということも必要だと思いますし、それから御指摘いただいた、例えば海外も含めたさまざまな制度の比較でございますといったこと。場合によっては、さらにヒアリングでございますとか、視察でございますとか、さまざまな機会をつくってもいいのかと思って中でも相談をしたりもしております。いずれにしても、そういう機会をふやして、さらに知見を蓄えた上で、制度の詳細について掘り進めていければということでございます。

す。

日程等につきましては、改めましてまた座長、委員の先生方とも御相談の上、決めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力いただければ幸いです。

本当に短期間でここまでまとめていただいて、とりあえず一つはほっとしておりますけれども、まだまだこれからということだと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしく願い申し上げて、年内最後の御挨拶ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○村本座長 どうもありがとうございました。

それでは、きょうはこれぐらいにいたしますが、御指摘いただいた細かい点の修正等必要なところは私と事務局で直したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

きょうはありがとうございました。